

### 3 生活保護の適正実施等について

# 生活保護制度に関する平成29年度の取組方針

生活保護基準の検証や生活保護制度全般の見直しを通じて、子どもの貧困対策を含めた被保護者の自立支援、制度に対する国民の信頼性の確保、貧困ビジネス対策等に取り組む。

## 現状・課題

- 平成25年改正法附則において、施行後5年を目途とした検討規定
- 改革工程表において、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

## 取組方針

### 1 生活扶助基準等の検証

- ・生活扶助基準について、全国消費実態調査等を基に5年に一度の検証を行う。
- ・子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算や級地制度などについても、順次検証作業を行う。

### 2 生活保護制度全般についての検討

- ・1の検証とあわせて、国と地方の協議を通じ、制度全般について検討する。
- ・具体的な課題として、以下の事項に取り組む。

#### ① 就労支援に関するKPIの達成

就労支援事業等の参加率: 36.6% → 平成30年度: 60%  
「その他の世帯」の就労率: 35.5% → 平成30年度: 45%

#### ② 医療扶助の適正化に関するKPIの達成等

##### 頻回受診等

適正受診指導による改善者数割合: 46% → 2割以上改善

##### 後発医薬品

使用割合: 63.8% → 平成29年央: 75%

##### 健康管理支援

- 子どもも含めて健康な生活習慣、適正な医療受診を目指した健康管理支援の仕組みを検討

#### ③ 無届け宿泊施設等の貧困ビジネス対策

- 必要な社会資源を確保しながら、悪質な事業者への対策強化を検討

#### ④ 事務処理負担の軽減

- 地方公共団体との協議を通じて、事務処理負担の軽減に取り組む

#### 【平成28年地方分権改革提案】

- ・生活保護法第63条債権を被保護者の申し出に基づき予め保護費から徴収することについて検討結論(平成29年中)等

# 平成29年度の取組のポイント

## 就労支援

- ① 平成27年度の就労支援事業等の参加率の平均が36.6%(暫定値)となっていることから、平成30年度までに60%以上との目標に向けて、各自治体において事業対象者への参加の勧奨などに着実に取り組まれない。
- ② 必須事業である被保護者就労支援事業について、就労支援員を配置していない、或いは配置の指標に示された数に満たない保護の実施機関においては、就労支援員の増配置による支援体制の充実を図られたい。
- ③ 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対しては、被保護者就労準備支援事業を積極的に実施するとともに、平成29年度から新たに補助する障害者の就労支援のノウハウを活用した支援の活用を図られたい。

## 医療扶助の適正化・健康管理支援

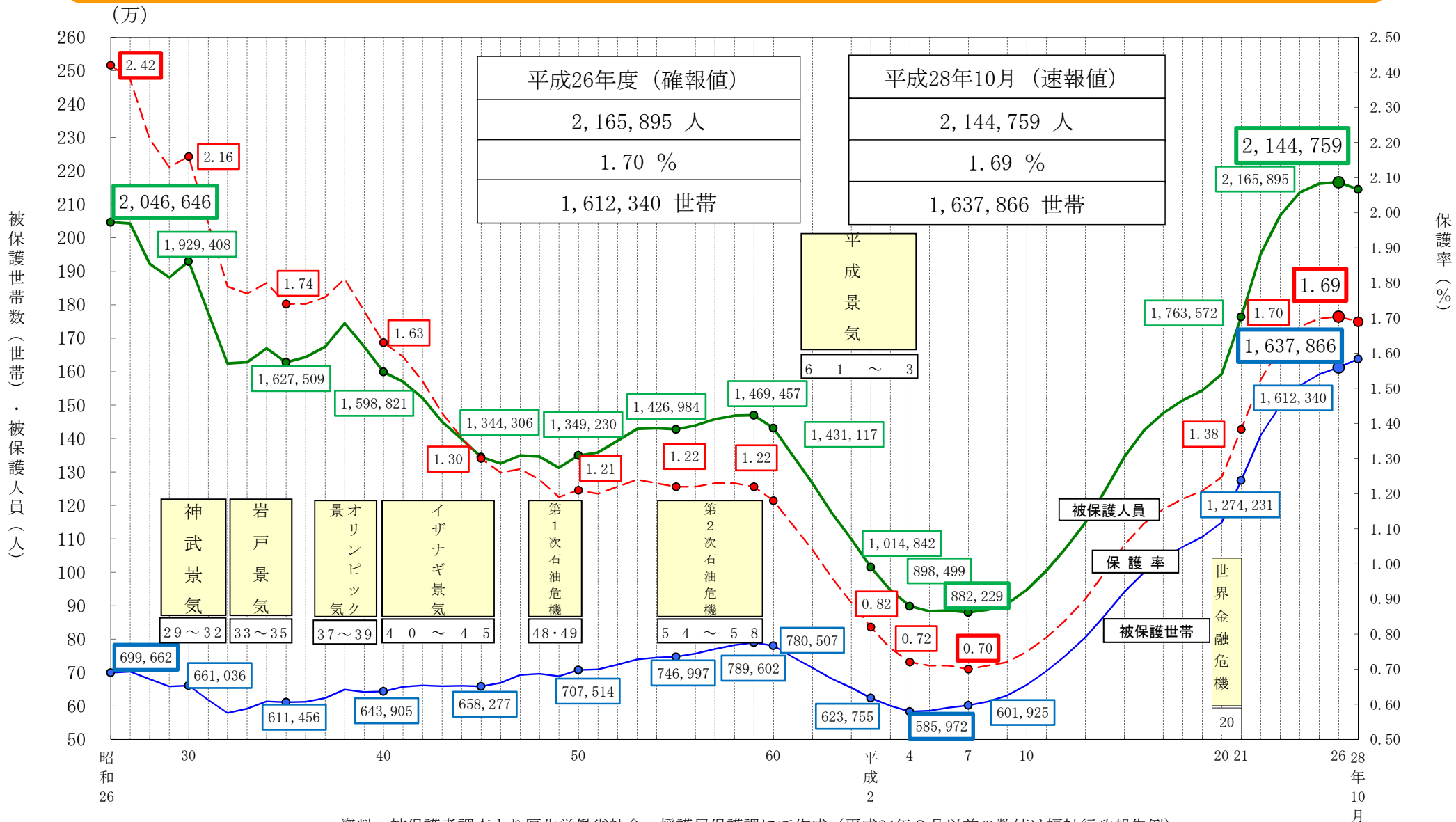
- ④ 後発医薬品の使用割合について、平成29年央までに75%との目標に向けて、後発医薬品の使用促進に取り組まれない。その際、地域の薬局等と連携した服薬指導のモデル事業についても積極的な活用を図られたい。
- ⑤ 平成30年度の適正受診指導等による改善者数割合を平成26年度比2割改善させるというKPIを掲げたところであり、頻回受診の適正化のための指導にさらに取り組まれない。

## その他制度の適正な運用 等

- ⑥ 生活困窮者自立支援制度との連携について、要保護者や生活保護から脱却した者に対する支援が継続的に行われるよう、対象者の情報共有などを通じて適切な支援を行うとともに、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施に努められたい。
  - ⑦ 面接時の対応について、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害せず、また侵害していると疑われる行為も厳に慎むよう、適切に対応されたい。
  - ⑧ 年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成29年8月施行)を踏まえ、被保護者の年金受給手続きが漏れ無く確実に行われるようお願いする。
  - ⑨ 家賃等を滞納している被保護者について、住宅扶助等の代理納付を積極的に活用されたい。
- ※ 今後、生活保護制度全般に向けた見直しについて、国と地方の協議を行っていくこととしており、法改正事項等についてこの中で相談してまいりたい。

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

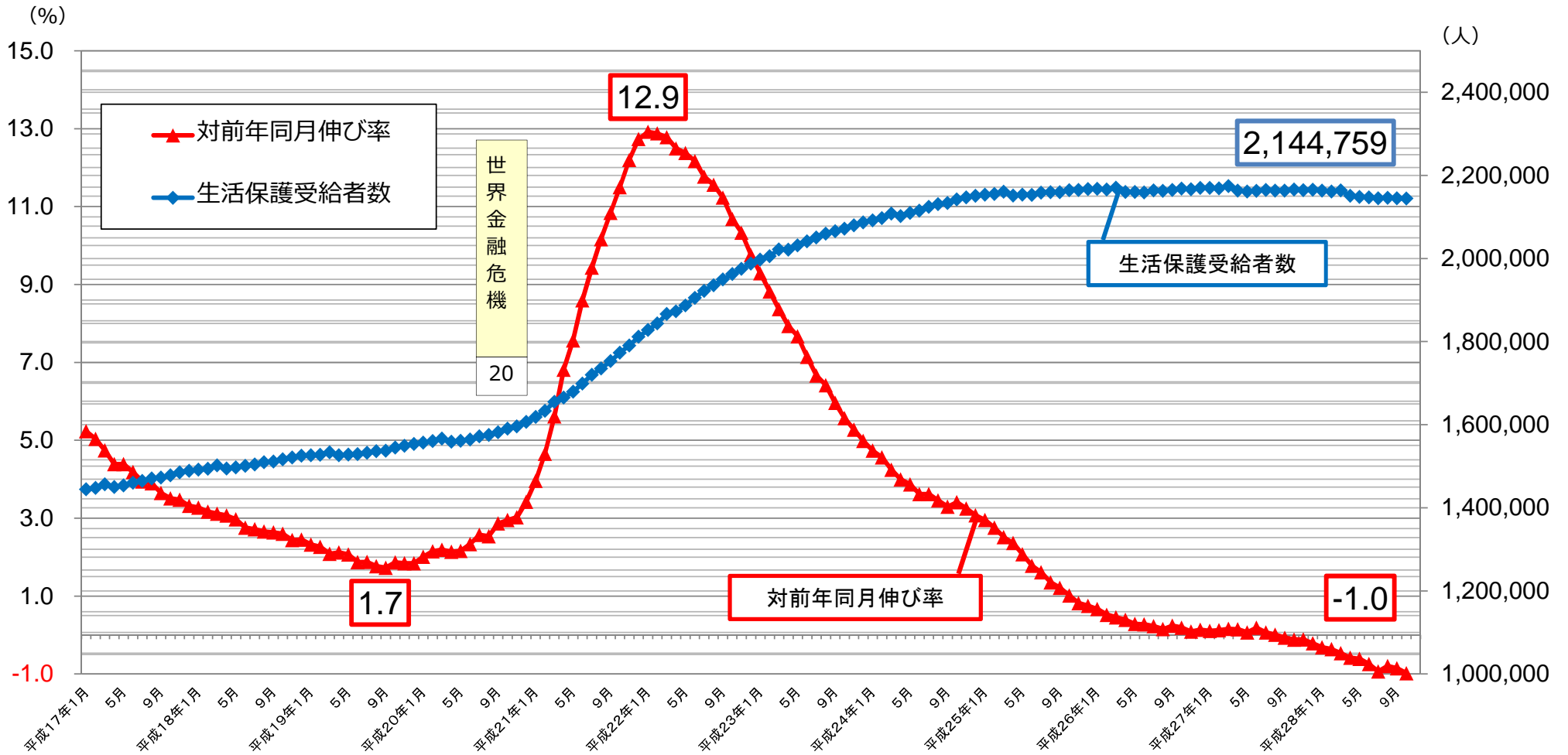
- 生活保護受給者数は約214万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯の増加により、世帯全体は増加しているが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いている。



資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成 (平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例)

# 過去10年間の生活保護受給者数の推移

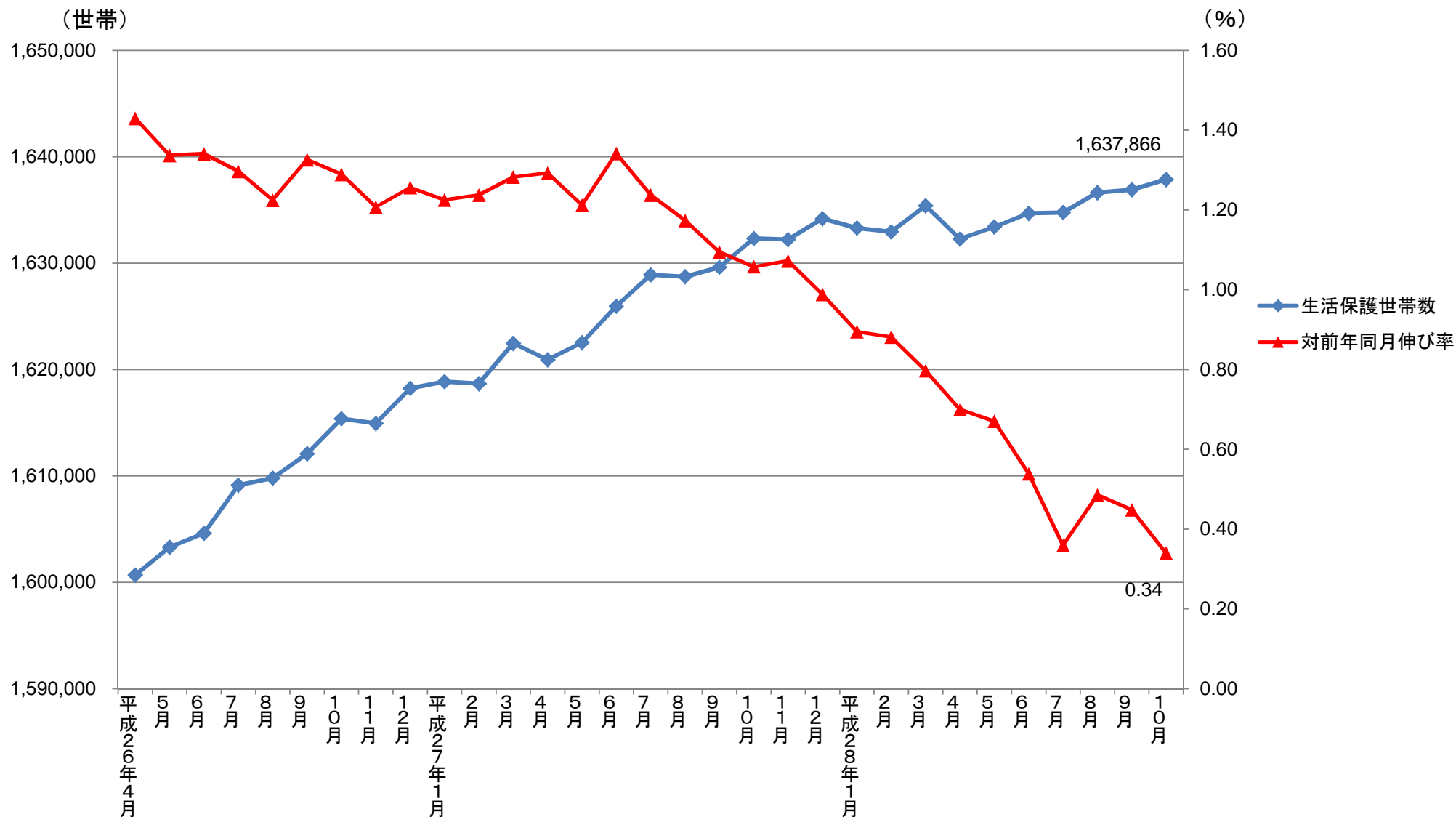
- 生活保護受給者数は平成28年10月現在で214万4759人となっている。  
世界金融危機以降急増したが、平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 平成28年10月の対前年同月伸び率は-1.0%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、平成27年9月以降マイナスとなっている。



資料：福祉行政報告例、被保護者調査（平成24年4月以降）※平成27年4月以降は速報値

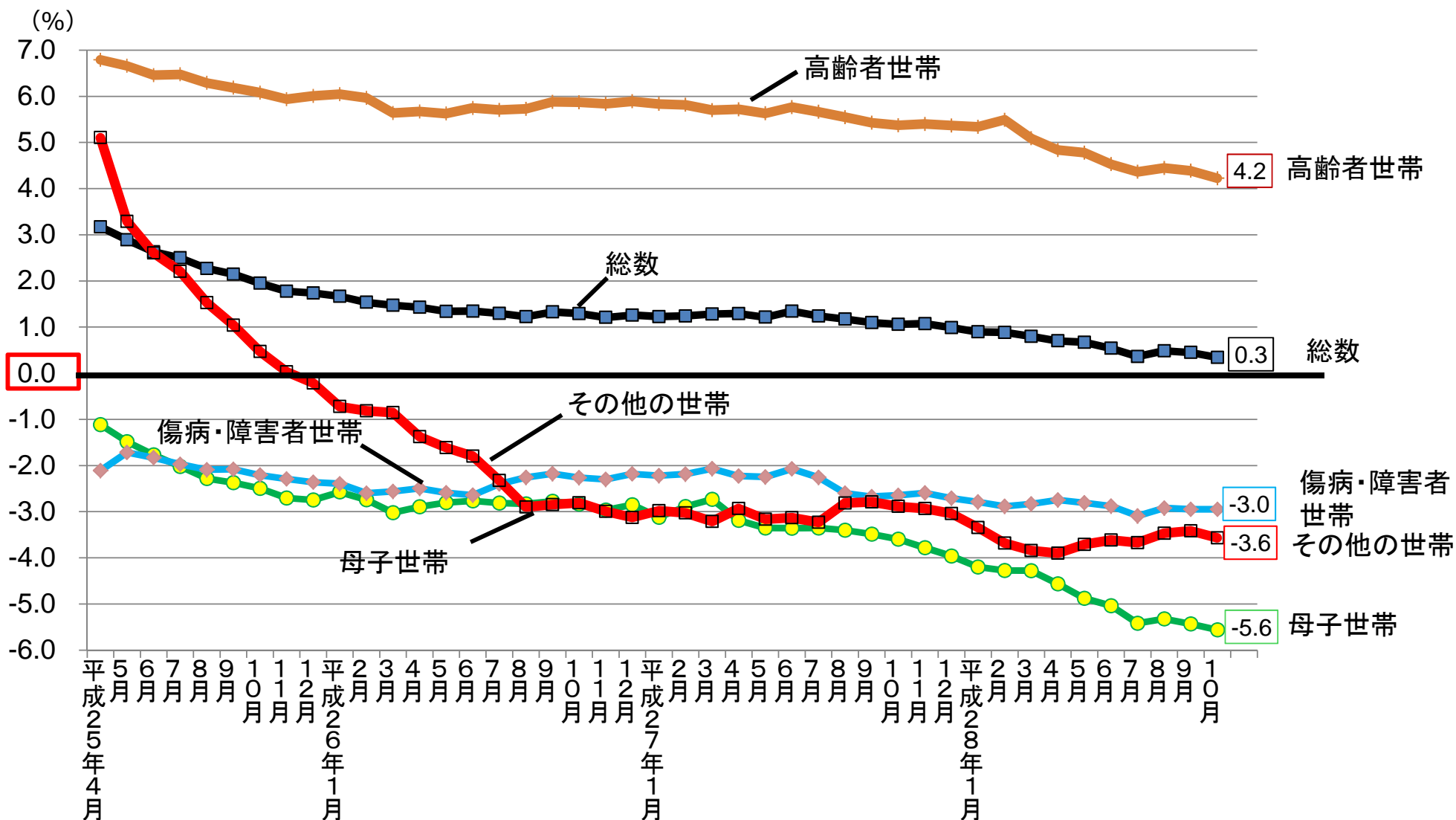
## 生活保護受給世帯数の推移

生活保護世帯数は、平成28年10月現在で、1,637,866世帯となっており、過去最高の世帯数である。一方、対前年同月で見ると、伸び率が低下する傾向にある。



## 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○世帯類型別の対前年同月伸び率をみると、「高齢者世帯」は一貫してプラスとなっているが、「高齢者世帯」以外の世帯は、マイナスとなっている。



資料：被保護者調査 月次調査（速報値）

# 生活保護基準の検証について

## 概要

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施することとしている。

## これまでの議論と今後の方向性

○ 前回の生活扶助基準の検証については、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか、年齢・世帯人員・居住地域の3要素別に検証し、平成25年1月に報告書を取りまとめ、平成25年8月からその検証結果等を踏まえた見直しを行った。

また、住宅扶助及び冬季加算の検証については、各地域の家賃や光熱費の実態を検証し、平成27年1月に報告書を取りまとめ、平成27年度にその検証結果を踏まえた見直しを行った。

○ 次期生活扶助基準等の検証については、生活保護基準部会において、検証手法を検討した上で、平成26年全国消費実態調査のデータ等を用いて、平成29年度に本格的に検証を行う。

(参考)『生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書』(平成16年12月15日)

「今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

## 社会保障審議会生活保護基準部会 委員名簿 (五十音順・敬称略) ◎: 部会長 ○: 部会長代理

阿部 彩 首都大学東京都市教養学部教授	◎駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授
○岩田正美 日本女子大学名誉教授	栃本一三郎 上智大学総合人間科学部教授
岡部 卓 首都大学東京都市教養学部人文・社会系長	宮本みち子 放送大学副学長
小塩隆士 一橋大学経済研究所教授	山田 篤裕 慶應義塾大学経済学部教授

## (参考)平成28年度の主な開催状況

第23回 平成28年5月27日	生活保護基準の検証における課題と今後の検討の視点
第24回 平成28年7月15日	生活扶助基準の水準の検証手法、基準見直しの影響の検証手法
第25回 平成28年10月7日	有子世帯の扶助・加算のあり方、その他の扶助・加算のあり方
第26回 平成28年10月28日	勤労控除等の見直し効果の検証、級地制度のあり方
第27回 平成28年11月25日	これまでの議論を踏まえた平成29年検証に関する議論の整理

※平成29年1月中に第28回目部会を開催し、平成29年検証における検証方針を整理する予定。

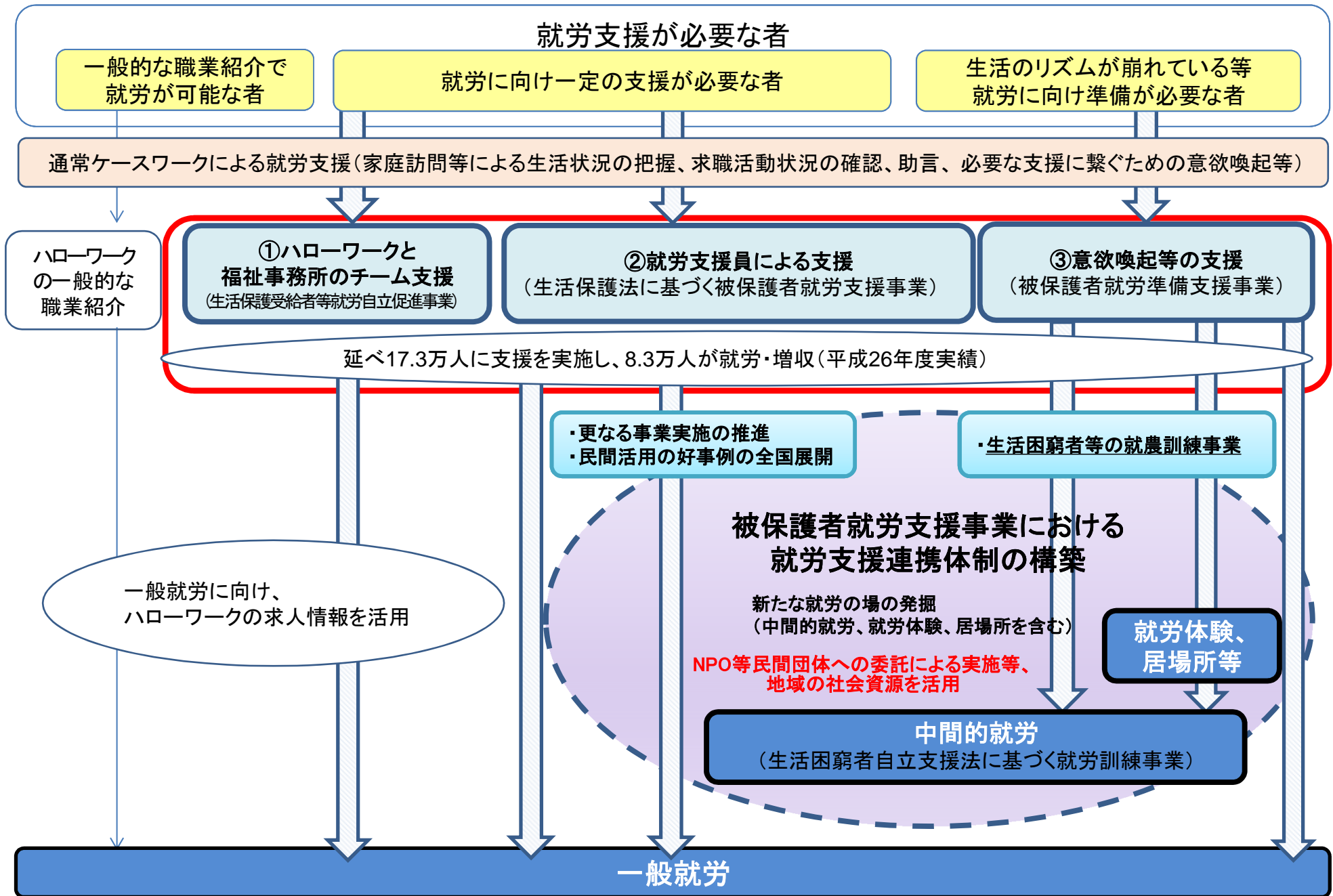


経済・財政再生計画 改革工程表 2016改訂版〔第22回経済財政諮問会議決定（平成28年12月21日）〕

参考

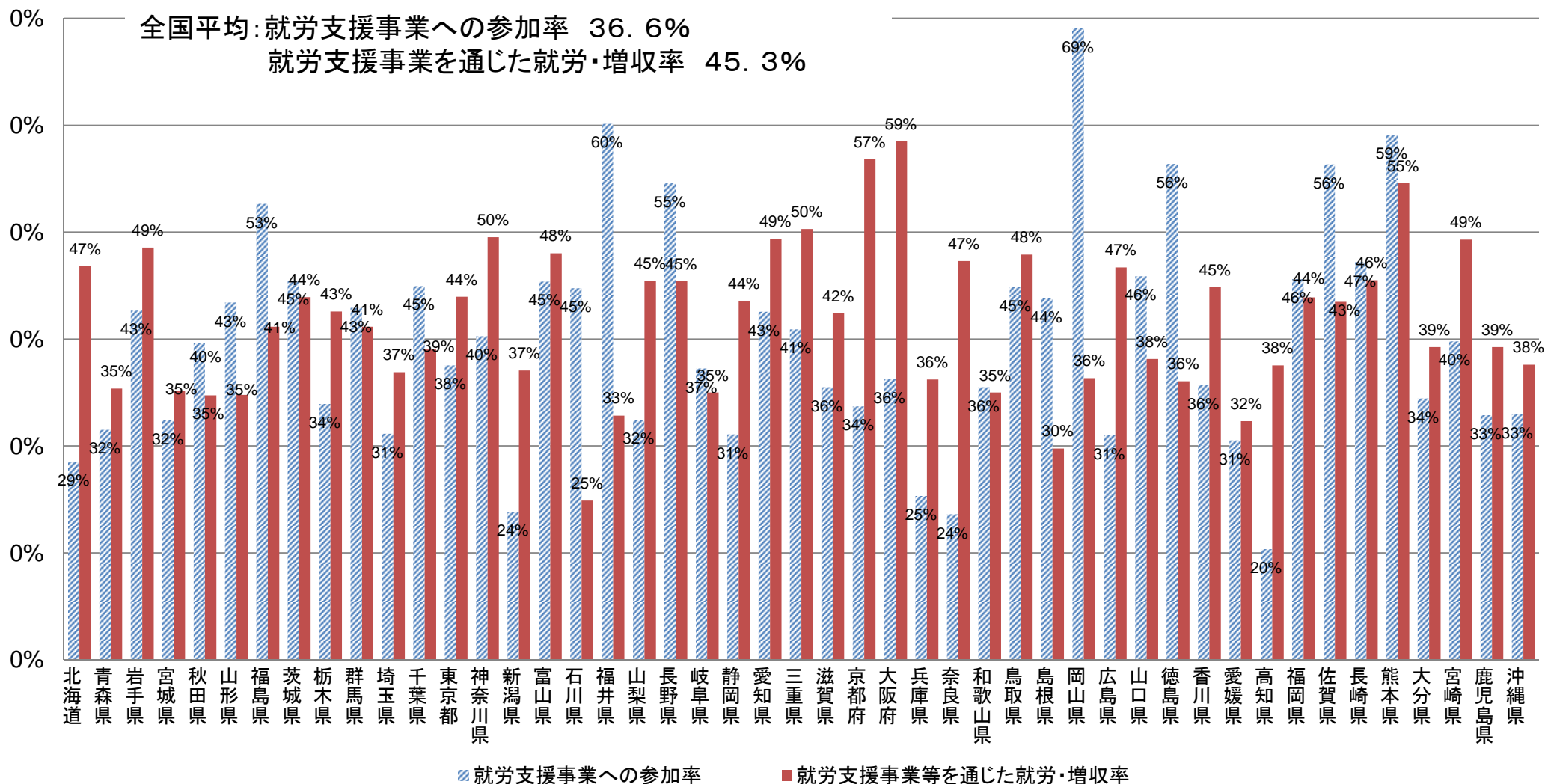
	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
生活保護等	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>							
	<p>&lt;④⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む&gt;</p> <p>&lt;④⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化&gt;</p> <p>&lt;④⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し&gt;</p>					<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p>	<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p>	
	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>						<p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p>	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p>
	<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>						<p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比2割以上の改善】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>
	<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p> <p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>							
		<p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>						

# 生活保護受給者の就労支援の流れ



# 就労支援事業の実施状況の地域差(暫定値)

- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約45%の差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には、約32%の差がある。



※平成27年度実績: 平成28年12月21日時点暫定値

# 再掲

## 生活困窮者等の就労準備支援の充実について

平成29年度予算(案):5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまで被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

### 事業概要

- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
- これまでの就労支援(準備含む)では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ(就労支援事業等)へ移行させることを目的とする。

### 【実施のイメージ】

#### 自治体直営で実施

#### 委託による実施(※)

##### 【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

##### 【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

#### 【従来の支援】

### 新 【特性に応じた支援の実施】

#### 障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援  
(就労準備支援担当)



福祉専門職による支援  
(就労支援のノウハウ)



チーム支援  
(連携体制の構築)

##### 【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○臨床心理士 等

##### 【主な業務の例】

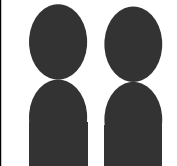
- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

就労準備支援

#### 特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者があり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

### 対象者



被保護者等

対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則1年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

# 生活保護における後発医薬品の使用促進の取組

## 法改正時等の見直し

医師等が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、**後発医薬品を原則として使用する**(平成25年度より)。

※ 後発医薬品の使用が可能であるにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、

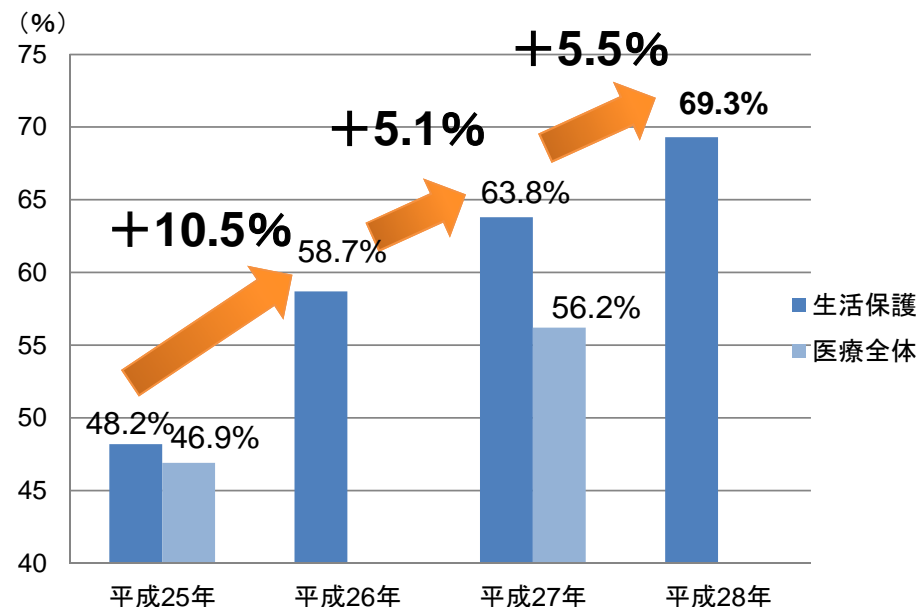
- ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
- ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、福祉事務所の健康管理指導の対象とする。



生活保護法改正により、**後発医薬品の使用を促すことを法律上明確化**(平成26年1月1日施行)

第34条第3項 (略) 医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品・・・を使用することができると認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

## 取組の効果



使用割合(数量シェア)の出典:  
医療扶助実態調査(各年6月審査分)、医薬品価格調査(薬価本調査)(速報値)(各年9月取引分)

## 法改正以降の新たな取組

【平成27年度～】

1. 福祉事務所における後発医薬品使用促進計画の策定(院外処方)
2. 院内処方の使用割合が低調な医療機関に対する後発医薬品使用促進の要請

【平成28年度～】

1. 改革工程表に、後発医薬品の使用割合の目標を設定  
[KPIの内容 → 2017年(平成29年)央までに75%等]
2. 地域の薬局等と連携した服薬指導のモデル実施

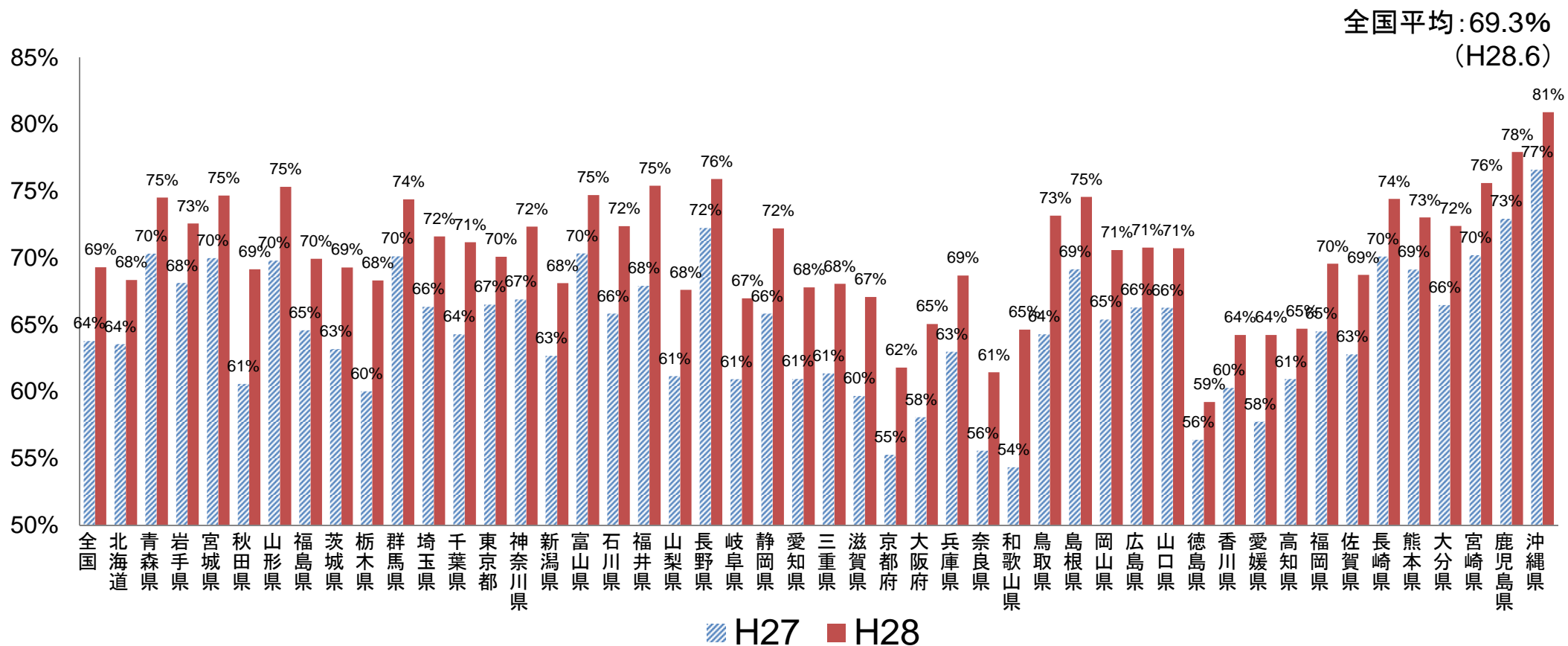
【平成29年度における取組】

外部評価を取り入れたPDCAサイクルの実施について予算案に計上  
併せて、後発医薬品が使用されていない場合の実態を把握し、対策の検討に生かす予定。

# 医療扶助における後発医薬品使用状況の地域差(速報値)

○ 医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約22%ポイントの差がある(平成28年6月審査分)。

## 医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)の地域差 (平成28年6月審査分と平成27年6月審査分の比較)



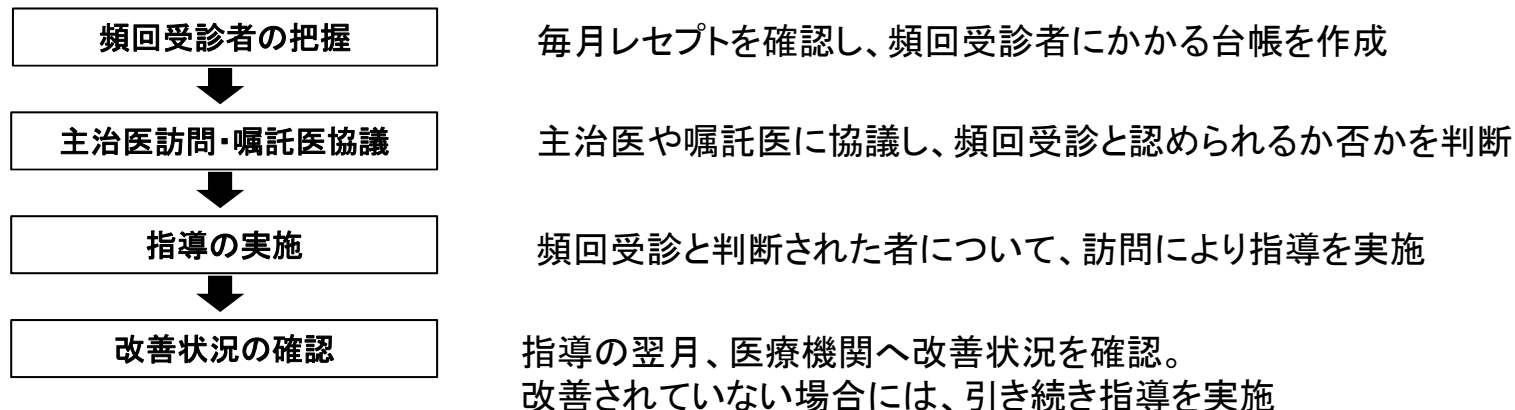
注: 後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])で算出している。  
資料: 医療扶助実態調査(各年6月審査分)

## 頻回受診の適正化について

### 頻回受診者の定義

医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者

### 適正化の対応



### 【頻回受診の改善の状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上通院が3か月以上継続している者数)(A)	18,847人	18,969人	16,526人	15,462人
適正受診指導対象者数(B)	4,273人	4,146人	4,012人	3,809人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,834人	1,949人	1,844人	1,749人
改善者数割合(C/B)	42.92%	47.01%	45.96%	45.92%

### 【平成28年度からの取組】

- ・ 改革工程表を受け、福祉事務所等において、頻回受診適正化計画を策定して適正受診指導を推進。

### 【平成29年度における取組】

- ・ 受診指導の対象者の範囲を順次拡大しつつ、外部評価を取り入れたPDCAサイクルを実施することについて予算案に計上。

＜対象者の範囲＞ 同一疾病で、同一月内に同一診療科を15日以上受診する者にまで拡大

＜対象者拡大の段階的实施＞ まずは、補助事業上の対象者を拡大(将来的には全ての福祉事務所で対象者を拡大することを想定)

# 医療扶助の適正実施の更なる推進（推進枠）

## 趣旨

平成29年度予算(案)額:約22億円

医療扶助について、改革工程表に定められた、後発医薬品の使用促進、頻回受診対策等の取組を推進するため、医療扶助適正化事業の一部を拡充するとともに、事業の成果等について外部評価を行うことにより、PDCAサイクルに従った効果的な事業実施の仕組みを構築する。

## 再編後のイメージ

### <医療扶助適正化等事業>

- ①診療報酬明細書点検等の充実
- ②居宅介護支援計画点検等の充実
- ③後発医薬品の使用促進
- ④適正受診指導等の強化
- ⑤精神障害者等の退院促進
- ⑥生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援

### <再編後>

変更なし

- ・ ③～⑥について、事業実施にあたり、PDCAサイクルの仕組みを導入する自治体を補助事業の対象とする。
- ・ ④⑤について、事業内容の拡充  
[適正受診指導等の強化]  
受診状況把握対象者の範囲を拡大  
[精神障害者等の退院促進]  
対象者を「長期入院の精神障害者」以外の者(※)も含めることとする。  
※ 頻回転院患者や脳溢血等による後遺症等により長期入院となっている者 等



## 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会について

- 生活保護の医療扶助は、生活保護費の約半分を占めているが、生活保護受給者に対する生活習慣病の予防・重症化予防等の取組が不十分である。
- このため、今後、福祉事務所において、健診等データを活用した健康管理に関する支援を行うことについて、医療保険における取組も参考としつつ、次期制度見直しに向け、具体的な方策を検討する。
  - ※ 「経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月経済財政諮問会議決定)」において、「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することが盛り込まれている。

### 【主な検討事項】

- 生活保護制度における健康管理支援の対象や効果的な実施方法
- データに基づく生活保護受給者の健康管理支援を実施するための情報インフラの在り方 等

### 【スケジュール】

第1回(平成28年7月26日)

- ・ 「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」の報告書に基づいた実施状況の報告等

第2回(平成28年9月21日)

- ・ 有識者ヒアリング
- ・ 健康管理支援の介入方法

第3回(平成28年11月30日)

- ・ 健康管理支援の実施方法
- ・ 健康管理支援の評価方法

平成28年度内を目途に報告書のとりまとめ(予定)

(参考)生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会構成員名簿

(五十音順・敬称略) ◎:座長

岡山 明 生活習慣病予防研究センター代表  
◎尾形 裕也 東京大学政策ビジョン研究センター特任教授  
小田真智子 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室  
医療・介護係長  
小枝恵美子 全国保健師長会常任理事

津下 一代 あいち健康の森健康科学総合センター長  
藤内 修二 大分県福祉保健部参事監兼健康づくり課長  
中板 育美 日本看護協会常任理事  
松本 純一 日本医師会常任理事

# 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会について

## 趣旨

住まいは生活の拠点として全ての人にとって不可欠なものであるが、生活保護受給者の中には、様々な生活課題を抱え、地域において単独で自立した生活を送ることが困難な者もいる。

こうした者が適切な住まいを確保することができず、無料低額宿泊所等で起居することも多いと考えられる。一方でそれらの施設の中には、劣悪な住居を提供し高額な利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」との指摘を受けるような事例も存在する。

こうした状況等を踏まえ、生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方をテーマに、関係者による意見交換会を開催する。

意見交換会参加者(五十音順・敬称略)

氏名	現職
大西 豊美	全国救護施設協会会長
岡部 卓	首都大学東京大学院教授
奥田 知志	NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長
古城 厚穂	大阪市福祉局生活福祉部保護課長
滝脇 憲	NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事
立岡 学	NPO法人ワンファミリー仙台理事長
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授
野村 泰洋	東京都福祉保健局生活福祉部保護課長
菱田 貴大	NPO法人エス・エス・エス理事長
水内 俊雄	大阪市立大学都市研究プラザ教授
宮澤 進	NPO法人ほっとポット代表理事

## 1. 主な検討事項

- 単独での自立生活が困難な生活保護受給者の状態像及びニーズの所在
- こうした者に対して無料低額宿泊所等において提供されている生活支援の実態
- 生活支援を行う事業の在り方と宿泊施設への取組方針

## 2. スケジュール

平成28年10月から開催し、平成29年春頃に一定の整理を行う。

### <10月21日 第1回>

- ・現状認識と課題等について

### <12月21日 第2回>

- ・宿泊施設による支援ニーズへの対応について

## 新たな住宅セーフティネット制度の枠組み（案）

平成28年12月22日時点で  
検討中の案

### 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

#### 1. 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・住宅確保要配慮者の範囲
  - 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
  - 低額所得世帯(収入分位25%以下) - その他外国人世帯等
- ・下記の登録基準の強化・緩和が可能

#### 2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録 ※指定登録機関による登録も可能とする

- ・登録基準 - 居住面積原則25㎡以上 - 耐震性能・消防法適合 等
- ※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定

#### 3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督

### 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

#### 1. 都道府県等による居住支援法人の指定

- ・都道府県等が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

#### 2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談

#### 3. 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付を推進

#### 4. 居住支援活動への支援措置等

補助対象	居住支援協議会等の活動支援 等
補助率	国定額(国の直接補助)

#### 5. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

##### ① 居住支援協議会等による適正な家賃債務保証業者の情報提供

- ・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録
- ※登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口設置 - 契約時の重要事項説明・書面交付 ほか

##### ② JHFによる家賃債務保証業者への保険

##### ③ 居住支援法人による家賃債務保証の実施

### 登録住宅の改修・入居への経済的支援

#### 1. 登録住宅の改修に対する支援措置

##### ① 登録住宅に対する改修費補助(補助を受けた住宅は専用住宅化)

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金(制度の立上り期)の場合】: 国1/3(国の直接補助) 【交付金の場合】: 国1/3+地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者の収入及び家賃水準について一定の要件を付す

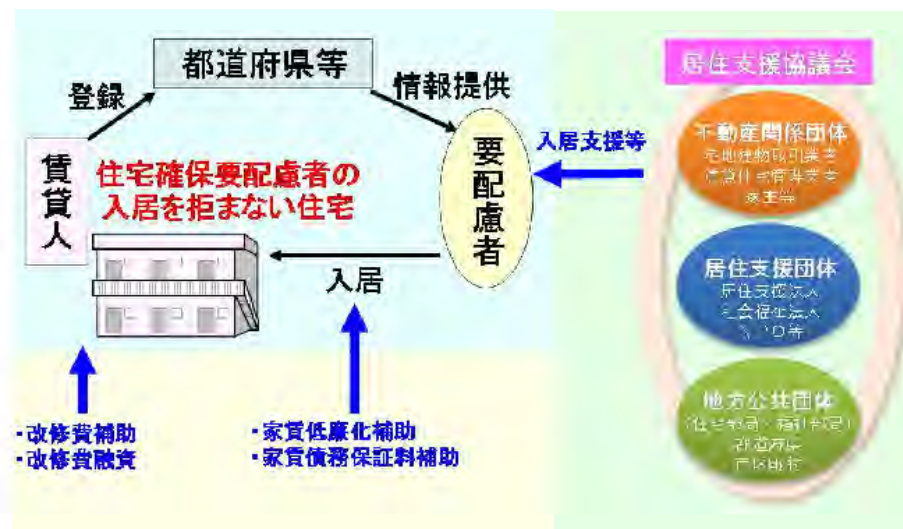
##### ② JHFによる登録住宅に対する改修費融資等

#### 2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2+地方1/2(地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者の収入及び補助期間について一定の要件を付す	

### 新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



# 生活保護における年金調査の一層の推進(収入資産把握等充実事業の拡充)

平成29年度予算案 4.5億円

## <趣旨>

- 年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されることになったことに伴い、被保護者においても新たに年金の受給資格を得ることが見込まれる。
- このため、新たに年金の受給資格を得る被保護者の受給手続きが漏れの無いよう確実に行われるためには、地方自治体(福祉事務所)において、短期的且つ集中的に以下のような業務を実施するための体制整備が必要不可欠である。

## <現状・課題>

- 65歳以上の無年金被保護者の年金受給資格について、制度施行までの短期間で把握し、漏れなく申請していただくにあたって地方自治体の事務負担は大きい。
- 仮に自治体支援がない場合、年金手続きが進まないこととなり、結果として、公的年金制度の保障機能強化という制度改正の趣旨を没却するとともに、被保護者の自立支援の助長も進まない。

## <事業概要>

- 1 実施主体 都道府県、市、福祉事務所設置町村
- 2 事業内容  
年金調査員(社会保険労務士、年金事務所OB等)等が以下の業務を実施(雇上、委託可)。  
①被保護者への制度周知をはじめ、被保護者からの相談対応  
②カラ期間を含めて年金調査を行い、受給資格期間を確実に把握  
③新たに年金の受給資格を得た被保護者の受給手続きが確実に行われるよう、①裁定請求書作成の支援、②年金事務所への同行等、年金請求手続きに関する各種助言・指導等
- 3 補助率 3/4

## <事業のイメージ>

(注)本事業は年金制度改正に伴う地方自治体への緊急体制整備の支援のため、実施期間は平成29年度限り。

